

## 3度目のステップアップに際し

当協会は1993年に設立された「日本インターネット協会」に起源を持つが、私は縁あって当初より参画させて頂いている。弊社が「インターネットマガジン」という日本で最初のインターネット専門雑誌を企画し、私がある編集長を務めたことが一番の縁だった。以来、出版社または編集者という立場から当協会の役務に携わってきた。日本のインターネット人口を発表してきた「インターネット白書」の発行や、本誌「IAJapan Review」の編集もその一環である。そんな立場のおかげで、インターネットと共に、当協会の成長も客観的に見てこれたように思う。

インターネットはこの20年近くの間、いくつかのステップを踏みながら様相を変え、劇的に成長を遂げてきた。その相変化は、「接続」>「発信」>「共有」だったと解釈している。「接続」とは、ハード/ソフトを駆使し、まずは皆がつながることだった。ISPが多数登場した時期であり、当協会は技術やガバナンスの国際的な窓口を開き大きな役割を果たした。「発信」とは、ウェブの普及により誰もが世に情報発信できるようになったことであり、企業がこぞってホームページを立ち上げた時期である。「共有」とは、ウェブがデータベースや会話型のUIを装備し、ユーザー参加型のコミュニケーションが可能になったことであり、「Web2.0」と言われるもの

である。この時代になると、ユーザー間のコミュニケーションが引き起こすトラブルやネット犯罪など負の面が社会問題となり、当協会はホットラインセンターやルール&マナーなどで社会的役割を果たすに至っている。

当協会は次のステップとして一般財団法人化を目指しているが、これは2001年に現体制になって以来、3度目の大きな変化となる。前記したネットと社会の葛藤は、SNSの普及を筆頭に益々複雑性を増していく。新しい協会には、その解決窓口としての役割が一層期待されることになるだろう。

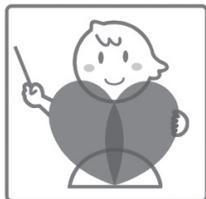
他方、インターネットは人間同士のコミュニケーションにとどまらず、マシンtoマシンのコミュニケーション(M2M)の領域に進展を始めている。その代表例がスマートグリッドだろう。スマートグリッドは、3.11で顕在化したエネルギー問題解決の切り札でもある。その成否は、縦割りの日本産業界を開けるかにかかっていると思える。組織や地域の壁を超えるインターネットの真骨頂が発揮される局面とも言えるだろう。この成長分野の課題解決の調整弁になることも、今後の当協会の役割として期待されているのではないだろうか。

当協会のさらなる発展を願いたい。



財団法人インターネット協会 副理事長  
井芹 昌信  
株式会社インプレスR&D 代表取締役 発行人

井芹昌信



# 現場は今！ ネット安心・安全の現場から

## 第5回「携帯電話とスマートフォン」

この連載では、インターネットのルール＆マナー、フィルタリング啓発などの活動をお伝えします。

今回は、「携帯電話とスマートフォン」についてお話します。

### 携帯電話とスマートフォンの違い

インターネット協会はいろいろな方々を対象に講演に出向いているが、最近ではほぼ100%「スマートフォンの注意点を話してほしい」と要望が寄せられている。

受講者への質問で「携帯電話とスマートフォンの違いを言える方は手をあげてください」と聞くと、見事に1人も手をあげてくれない。80歳になる著者の母は、「指でなぞって使うのがスマホでしょ」と、きっぱり断言。操作上は間違った回答ではないが、根本的には3つの違いがある。

#### ① スマートフォンは、インターネットに繋がる回線が2種類ある

スマートフォンは、携帯電話会社の電波(3G、4G)に加え、より高速な通信である無線LANの電波(Wi-Fi)の2つの電波が利用できる。これは設定画面で簡単に切り替えが可能になっている。

#### ② スマートフォンは、本質的にはパソコンである

携帯電話は、電話の機能にウェブ等の機能を加えたもの。スマートフォンは、本質的にパソコンであり、電話は機能の一部に過ぎない。そして、後から自分が必

要とする機能「アプリ」を追加することができる。スマートフォンのサービスは、アプリ提供者や運営者、広告配信事業者等、多様な関係者によって成り立っている。

#### ③ スマートフォンは、位置情報が付与される

スマートフォンにはGPS(位置情報)機能があり、初期設定ではこの機能が「オン」になっている。例えば、この機能を「オン」の状態のまま写真撮影すると、写真の画像ファイルには、撮影した場所の位置情報が記録される(写真1)。

### 3つの違いから、スマートフォン利用の注意点を想像してほしい

それでは、3つの違いからそれぞれどんな注意点があるのだろうか。

#### ① フィルタリングが徹底しにくい

携帯電話会社の電波(3G、4G)を利用している場合には、携帯電話会社のフィルタリングサービスを適用して、青少年等に不適切なサイトへのアクセス制限ができる。しかし、Wi-Fiを利用して接続したり、アプリを利用する場合は、フィルタリングサービスが適用されない場合がある。

この場合は、フィルタリング事業者が提供するフィルタリングソフトを使用する等、自分で設定しなければならない。

フィルタリング以外の方法では、携帯電話会社の「機能制限アプリ」や、端末の設定でWi-Fiの接続を「オフ」にすることもできる。

#### ② いろいろなアプリがある

スマートフォンで利用できるアプリが、すべて安全なアプリとは限らない。さまざまな利用制限(インストール制限、起動制限等)ができるので、安全な利用環境を作るようにしよう。

ウイルスが混入している不適切なアプリもあり、個人情報盗み出されたり、データを破損させたりする。機種に応じたウイルス対策ソフトが提供されているので、アプリを使う予定であれば必ず導入し、更新も行おう。

また、基本ソフト(OS)の更新をすることで、ウイルス感染の危険性を低くすることができる。更新の通知がきたらすぐに対応しよう。

#### ③ いつのまにか自分の場所が

スマートフォンのカメラ機能で撮影した写真をSNS等のインターネット上に公開すると、自分の行動や自宅のおおよその場所等が他人に知られることがある。端末で位置情報の設定を確認して利用しよう。

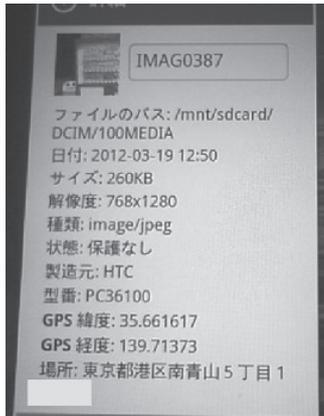


写真1 撮影した写真の位置情報

ケータイやスマートフォン、パソコン、ゲーム機、タブレット、テレビなどインターネットに接続して使う機器が増えています。どんな危険が潜んでいるか考えてみましょう。

## こんな危険がある

**殺人・自殺**  
ネットで知り合った人に監視され殺されそうになった。

**薬物・危険物**  
売ることが禁止されている薬物がインターネットで売られている。

**命**

**学校裏サイト**  
自分の学校を話題にした掲示板に名前と意図が書かれている。

**詐欺**  
「人気のコンサートチケット売ります」と表示欄に書いてあったので、お金を払ったがチケットがなかった。

**心**

**ネットいじめ**  
高慢された実名写真をメールで送られているらしい。

**高額請求**  
サイトのバナーをクリックしたらいきなり3万円の請求画面が表示されて驚いた。

**財産**

**著作権・肖像権**  
自分で作った詩や家族の写真が勝手に掲載されている。

**依存症**  
毎日深夜までパソコンに付き合っていて、目が覚めたら目が覚めてこない。

**誹謗中傷**  
ブログに中傷があり、名を傷つけられた。勝手に写真も掲載されている。

スマートフォンは小さなパソコンです

スマートフォンは、パソコンに通話機能が付いたもの、携帯電話よりたくさんのことができる本格的なインターネット接続機器です。

- アプリと呼ばれる便利で楽しいソフトをダウンロードして使いますが、中には電話番号や位置情報などを知らない間に外部に漏らしてしまう場合があります。
- カメラ機能を使って写真を撮影する際に、GPS機能により位置情報を記録できるため、この機能を活用したSNSやゲームもはやっていきます。その気がなくても自宅が特定されてしまうこともあります。
- 操作に没頭して周囲の危険に気づかず、思わぬ事故に遭う場合があります。
- 携帯電話会社の電波(3G、4G)と無線LANの電波(Wi-Fi)の2つの電波が利用できるため、フィルタリング利用が徹底しにくいので、通常はWi-Fiを使わないなど、子どもの利用に注意しましょう。

WiFi設定画面を確認してみよう

写真2 リーフレット「親子で学ぶ ケータイ・インターネット 安全な使い方」の中間の一部(発行: 全国読売防犯協会、協力: 警察庁、警視庁、財団法人インターネット協会)

### 青少年は、想像以上にスマートフォンを利用している

2012年12月、デジタルアーツ株式会社が発表した調査結果によると、何らかの携帯電話を持つ青少年(10~18歳、有効回答数=618名)のスマートフォン所有率は37%で、女子高校生が一番多く65%にもなっている。またSNS(Twitter、mixi、LINE等)の利用率は非常に高い。1日の平均利用時間は、スマートフォン非所有者は「1時間未満」が1番多くて78%なのに対し、スマートフォン所有者は「1~3時間未満」で40%と、スマートフォンを所有すると利用時間が長くなっていることがわかった。SNSの中には実態として出会い系要素の強いものも少なくないと言われており、判断力の十分でない青少年がSNSに不適切な書き込みをする可能性もある。

また、年齢が上がるにつれ、携帯電話・スマートフォンの使用時にトラブルが起きた場合に相談する相手は親ではなく、友達である傾向があることがわかった。青少年に対しては、スマートフォンを使う前の段階で、注意点を伝えなければいけないと考える<sup>(※1)</sup>。

### リーフレット作成に協力

2012年6月、インターネット協会は、全国読売防犯協会のリーフレット「親子で学ぶケータイ・インターネット安全な使い方・PART4」の監修に協力した。

見出しに『スマートフォンは小さなパソコンです』と大きく掲げて、「スマートフォンは、パソコンに通話機能が付いたもの、携帯電話よりたくさんのことができる本格的なインターネット接続機器です」と注

意喚起している(写真2)。

リーフレットの発行部数は303万枚で、新聞の折り込みや講演等にてほぼ全国に配布されている。今後も、関係機関と協力した取り組みを継続する<sup>(※2)</sup>。

(※1) 参考: 2012年12月10日発表「未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査」(デジタルアーツ株式会社)  
[http://www.daj.jp/company/release/2012/1210\\_02/](http://www.daj.jp/company/release/2012/1210_02/)

(※2) 参考: 2012年6月発行「ケータイ・インターネット安全な使い方・PART4」(全国読売防犯協会)  
[http://www.bouhan-nippon.jp/page\\_img/date06/201206.pdf](http://www.bouhan-nippon.jp/page_img/date06/201206.pdf)

第6回は、地域の取り組みについてお話する予定です。

# 古くからある技術を利用した「遠隔操作ウイルス」事件 捜査機関に加え、個人や専門家、行政の認識と取り組みが重要

アルテア・セキュリティ・コンサルティング代表／NPO日本ネットワークセキュリティ協会幹事／CISSP／CISA 二木真明

2012年はさまざまなサイバー犯罪事件が発生したが、その中でも社会的に大きなインパクトを与えたのが、ネットなりすまし事件、いわゆる「遠隔操作ウイルス」事件である。

脅迫メールやウェブサイトへの脅迫、犯行予告の投稿を行ったとして逮捕、一部は起訴までされた容疑者が、他者のなりすましの犯行であったことが判明し、釈放されるという異例の事態から始まった事件だが、もしかしたら自分も……と不安に思った人は多いに違いない。

脅迫といった最終的な行為ではなく、手段として無関係な人のPCを乗っ取り、なりすますというやり方と、結果として無実の人が警察に逮捕されるという過程が大きな社会不安を招いたという意味で、この事件は特筆されるべきだ。

## 「ボット」技術を利用

この事件は、一般に新しい手口と見られがちだが、技術自体は古いものである。サイバー攻撃を行う際に、いくつかの「踏み台」と呼ばれるサーバーを乗っ取り、それらを経由して攻撃を行うことで摘発を遅らせる、もしくは困難にするという手法は、インターネットの黎明期から使われている。

マルウェア（不正かつ有害な動作を行うソフトウェア）を使った攻撃が一般化しはじめると、感染時に「バックドア」と呼ばれる、そのPCにアクセスできる仕組みを作って遠隔操作をできるようにするもの

が増加しはじめた。PCやサーバーがファイアウォールで保護されはじめると、外部からバックドアへのアクセスが困難になり、今度はマルウェア自身が外部の指令サーバーに自ら接続し、指令を待ち受けるようになった。外部からの通信は止めるが、内部から外部への通信は規制がゆるやかな、ファイアウォールのポリシーを逆手に取ったやりかたである。このやり方を大規模に使ったのが、「ボット」と呼ばれるマルウェアである。

ボットはマルウェアの一種で、不特定のPCに感染を引き起こし、指令サーバーを使って、感染したPCを一括して遠隔操作する。大量の迷惑メールを複数のPCから分散送信したり、特定のサイトにアクセスを集中させてマヒさせる、いわゆるDDoS攻撃に使われたりしていることが多い。一方、マルウェアの検知はどんどん難しくなり、主要なウイルス対策ソフトでも、新種のマルウェアの発生当初の補捉率は10%未満だとも言われている。

また、ボット自身の機能も進化している。PCの内部を探索して情報収集したり、他のマルウェアをダウンロードしてインストールしたりする機能はすでに一般化している。さらには、自分自身を更新したり、消去したりする機能も備えているものが多い。

ここまで読んで、今回の「遠隔操作ウイルス」が、ボットにきわめてよく似ていることに気づいた読者も多いだろう。実際、このマルウェアはボットそのものだ。さらに、指令サーバーを自ら立てなくていいよ

うに、既存の掲示板を使って指令をやりとりするように作られている。つまり、今回の事件で使われたマルウェアの機能そのものは、決して新しいものではないのである。

## 発覚を前提とした犯人の動き

「遠隔操作」事件での最も大きな特徴はその動機、目的だろう。自ら犯行を明かすメールを送ってきたという経過から考えるに、犯人の目的は脅迫行為ではなく、警察に誤認逮捕をさせることにあったと思われるからだ。それを自ら暴くことで警察のメンツを潰したいという意図が見えてくる。これまでのサイバー犯罪には見られなかった特徴のひとつだろう。

発覚を前提にしているため、たとえば、掲示板などへの犯人からのアクセスにはTor (The onion router) という、ネット上のIPアドレスを隠蔽するしくみが使われている。Torは、もともと、ネットを使う際にプライバシーを確保したいというニーズから開発されたシステムで、多数のサーバーを使って、通信を無作為に中継することで、発信元のトレースを困難にする仕組みである。Torはさまざまな目的に使われている。最近では、いわゆる「アラブの春」(2010～2011年に行われた大規模な反政府デモや抗議活動)に際して、反体制派が政府の追及を逃れてネットに情報発信するためにも使われている。一方で、2010年に発覚した警視庁のテロ対策情報漏洩の際にも使用され、捜査は暗礁に

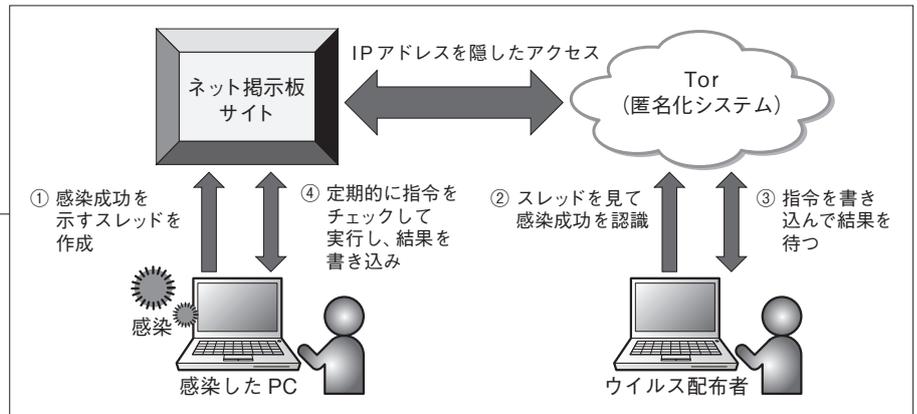


図1 「遠隔操作ウイルス」の動作

乗り上げている。ネットと同様に、使う目的によって白にも黒になる道具である。

### 捜査能力の向上に取り組む警察庁

従来、国内でのネット脅迫事件などは、ITの素人によるものが多く、発信元のIPアドレスから犯人を特定できたケースが多い。今回の「誤認逮捕」もこの流れでの捜査の結果である。ただ、サイバー犯罪という観点から考えるならば、このような単純な犯行はむしろ少なく、今回の事件のように周到に準備されたものが多くなる。

捜査機関も近年、捜査能力を向上させるため、専門チームの育成に力を入れている。だが、今回の事件では、捜査現場のITへの認識の低さが露呈した形だ。ネットワークをきちんと知っているものであれば、①IPアドレスは詐称できる、②PCがウイルス等によって悪用される可能性があるということを知っている。捜査現場に一人でも、そうした知識のある人がいれば、捜査はより慎重に行われたかもしれない。

警察庁もこうしたことを問題視して、現場の強化策を打ち出している。ただ、現場全体の底上げには時間が必要だ。まずは最低限のIT知識を持つ人員を育成して、現場に配置していくことが必要だろう。また、Torのような追跡が難しくなる技術が使われた場合の対応は依然として難しい。さらに、世界に広がるインターネット上の捜査では国境やさまざまな法

制度が障害となることも多い。

だが、最近のサイバー犯罪は明確な動機や目的を持っている。そういう意味では、従来の「愉快犯的」「実験的」なものとは本質的に異なる。その動機や目的は現実社会での犯罪となんら変わらない。手段としてITが、もしくは従来の犯罪手法とITが組み合わせられて使われるというだけの違いだ。こうしたサイバー犯罪の捜査では、もう一度、伝統的な犯罪捜査の原点に立ち帰って考えることが必要になるだろう。証拠隠滅された状態でも捜査の手法がいろいろあるのはサイバー犯罪でも同様である。また、専門家しか気づかない証拠収集方法もまだ残っている。たとえば、画像の場合、Exif（拡張属性情報）は改ざんできるので信用できない。しかし、JPEGなどの画像処理には、その処理ソフトの特徴がはっきりと出る。専門家によると、分析すれば90%程度の確率でどの機種のカメラで撮影されたかがわかるという。これは一つの例だが、まだまだこうした手法は開発できるだろう。犯罪心理を応用した手法も依然として有効だ。警察には是非、このあたりを再整理してほしいと思う。

### 事件から身を守るには

最後に、こうした事件から身を守るに

はどうすればいいかを考えてみる。今回の場合は、掲示板のリンクからダウンロードしたツールにマルウェアが組み込まれていた。こうしたダウンロードにはリスクが伴う。ソフトウェアのダウンロードは正規サイトもしくは実績のあるダウンロードサイトから行ったほうがリスクは格段に低い。友人からコピーをもらうようなことも避けた方が無難だ。その友人がどこからそのソフトを入手しているかわからないからである。不正コピーされたソフトにはマルウェアが組み込まれていることがある点も知っておくべきだろう。発見、検知が困難な以上、一般の利用者はまず感染しないように心がけるしかない。その一歩がこうした注意だ。

発見、検知については、セキュリティ専門家、専門企業やOSベンダーが協力して努力していくべきだ。とりわけOSベンダーには、今後の機能強化に期待したい。ウイルス対策ソフトも無力ではない。感染当初は検知できなくても、後で検知できるようになることもある。必ず導入して定期的に更新し、PCをスキャンしてみてもいい。

今回は、一般のPC利用者が狙われた。こうした一般消費者の保護は社会的な課題だろう。このような被害を受けた消費者を保護、救済する公的な枠組み作りを行政に期待したい。

# クローズドなコミュニケーションツールとして急成長するLINE スマホ所有者の利用率は、女性10代で73.0%、女性20代で64.8%

フリーライター 公文紫都

「LINE」は、2011年6月23日にNHN Japan（当時：ネイバージャパン）がリリースした、スマートフォン向けの無料通話・無料メッセージアプリである。

LINEアプリをインストールしている人同士であれば、無料で通話やメッセージのやりとりが可能となる。携帯電話の電話帳（電話番号）を利用して繋がりを形成するため、親しい人間と繋がることを目的としたクローズドなコミュニケーションが特徴である。

230以上の国や地域で利用され、2012年11月30日時点で、世界約8000万人、国内で約3600万人が登録する。総務省統計局が発表している2012年10月1日時点の日本の総人口概算値は1億2753万人であり、単純計算ですでに日本人の4人に1人以上がLINEを利用していることになる。

インプレスR&Dが2012年11月に発行した『LINE利用動向調査報告書2013』によると、LINE利用率は若年層の方が高い傾向が見られる。特に高いのは女性の若年層であり、女性10代のスマートフォンユーザーのLINE利用率は73.0%にも達し、女性20代においても64.8%と高くなっている。女性の若年層ではLINE非利用者の方がすでに少数となっている（資料1）。

男性においても若年層の利用率が高く、スマートフォンユーザーの男性20代では54.8%、男性10代では50.2%と半数を越えている。30代～50代においては、おおよそ3割程度の利用率だが、60代以上では男性が7.2%、女性が15.5%と極端に低下

する。

## 感情を伝える独自スタンプが人気

LINEでは、「無料」を売りにした通話・メール機能に加え、独自の「スタンプ」も人気を支える要因となっている。スタンプとは、クマやウサギなどのオリジナルキャラクターに喜怒哀楽を表現させたもので、文章の代わりにスタンプ単体でも送信できる。テキストよりももっとカジュアルに気持ちを伝えられる手段として登場したスタンプは、瞬く間にLINEユーザーに受け入れられる機能となり、活字を必要としないコミュニケーションの確立に成功した。

LINEは2012年4月に有料スタンプの販売を開始し、今では1か月に3億円を売り上げる人気となっている。

## プラットフォーム化するLINE

LINEは2012年7月に「LINE Channel」を発表した。これはLINEを基盤にしたiPhone、Android向けのプラットフォームサービスである。外部のコンテンツパートナーと提携し、LINEユーザー向けに、ゲームやノベル、占いやクーポンといった連携アプリや各種サービスを提供する。

まずは自社開発のアプリが多く提供されているほか、すでに韓国のオンラインゲームメーカーとの提携も発表されており、占いではマガジンハウス、クーポンではホットペッパーグルメなどとの提携サー

ビスもスタートしている。

2012年8月には、モバイル決済サービス「LINE コイン」もリリースされた。ユーザーはあらかじめ100コイン（170円）から「LINEコイン」を購入しておくことで、有料コンテンツをスムーズに利用することができる。

## 企業やタレントが情報発信する「公式アカウント」

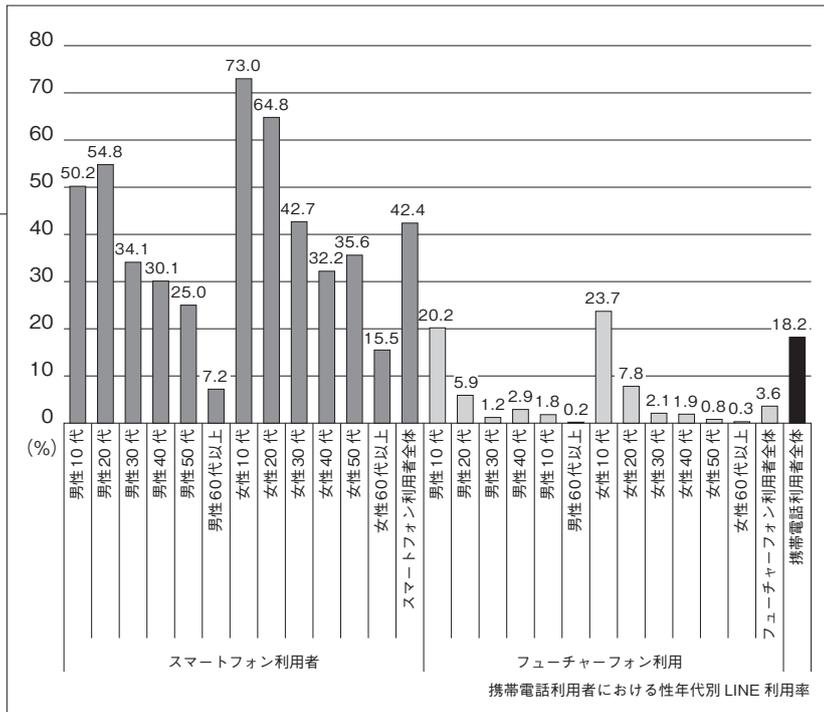
LINEは個人同士のコミュニケーションツールとしてだけでなく、企業などの情報発信ツールとしても進化を遂げている。

企業は有料で「公式アカウント」を開設でき、アカウントを「友だち追加」してくれたユーザーに対し、トーク機能を通じてメッセージやクーポン画像などを送信できる。

2012年12月25日時点で100社近くの企業がアカウントを開設しており、上位の友だち数を見ると、ローソンは約482万、コカ・コーラが約470万、ケンタッキーフライドチキンが約414万となっている。これだけのユーザーに一斉にメッセージを配信できるというわけだ。クーポンやセールなどのお得な情報を配信すると反応がいいと言われている。

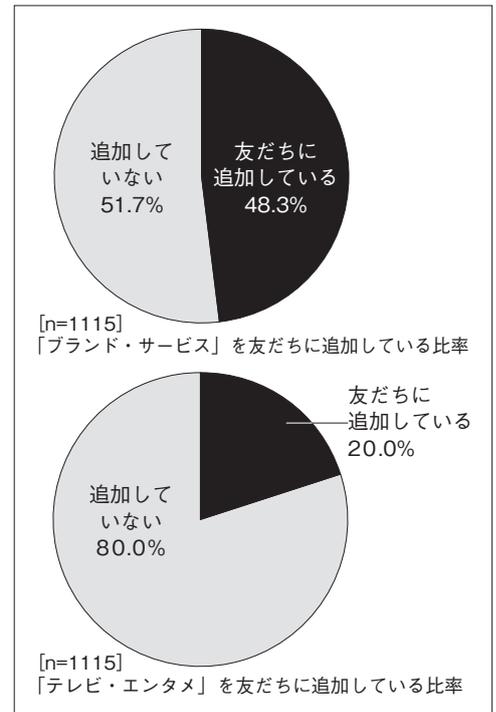
また、LINEは2012年12月に、飲食店などの店舗や、テレビ・雑誌などのメディア、地方自治体などの公共団体が、安価にアカウントを開設できる「LINE@」サービスを開始した。

通常の公式アカウントと異なり、LINE



資料1 携帯電話利用者における性年代別LINE利用率

※資料はいずれも「LINE利用動向調査報告書2013」(インプレスR&amp;D)より引用



資料2 「ブランド・サービス」「テレビ・エンタメ」を友だちに追加している比率

内の公式アカウント一覧に表示されないため、自社での周知が必要であったり、購読者数の上限が設定されていたりといった制限はあるが、初期費用5250円、月額費用5250円といった安価さで、友だちにメッセージやクーポン・セール情報などを直接配信することができる(公共団体や学校・教育団体などはいずれも無料)。

### 「ブランド・サービス」の友だち追加率は48.3%

公式アカウントである「ブランド・サービス」のいずれかのアカウントを「友だち」に追加しているユーザーの比率は48.3%となり、LINEユーザーの約半数は何かしらの「ブランド・サービス」とコンタクトがあることとなる(資料2)。

また、「テレビ・エンタメ」のいずれかのアカウントを「友だち」に追加しているユーザーの比率は20.0%である。

### 出会い系ツールになる危険や個人情報保護対策への不安も

中高生の間ではすでに標準コミュニケーションツールであるLINEだが、急激な普及にとともに、見ず知らずの相手との出会い系ツールとなる危険もはらんでいる。LINEに限ったことではなく、ある程度の規模感を持ったウェブサービスであれば必ず直面する問題だと言える。

LINE自体は出会いを推奨するような機能は搭載しておらず、相手の電話番号、もしくはIDを知らないとつながることはできない。しかし、つながりを求める中高生らが、インターネット上に設けられたLINE専用の「友だち募集掲示板」に自身のIDを公開し、それらを通じて面識のない男女が出会うケースが増えている。

また、LINEは電話番号でデータベース化されているため、自身の電話番号を知っている友人・知人がLINEをインストール

すると、相手の友達リストに自動的に自分の名前が表示される仕組みである。これにより、LINEの連絡先を知られなくなった友人・知人もつながってしまう可能性があるだけでなく、LINEを使っていない人でも、友人の手によって、自身の連絡先が自動的にLINEのサーバーにアップされる可能性がある。日本人は個人情報に敏感な人が多いため、これらを懸念してLINEを利用しないという声もある。

自動連携で友だちを追加されることが気になる人は、プライバシー設定(友だち管理中の自動追加をオフにする)をして、自動で追加されないよう対処する必要がある。それに気付かない場合、「着信拒否」のために残しておいた電話番号の知り合いとつながるような事態も起こりうるので注意が必要だ。

このような問題に対しては、LINE側でも対策を講じつつある。今後も急成長するLINEに注目したい。

## ご報告

# 公益法人改革 平成25年4月 「一般財団法人」移行に向けて

### 一般財団法人への移行に向けて

2013年(平成25年)11月末までに新制度に移行申請しなければ解散になるという公益法人改革により、IAJapanでも2012年3月の理事会で一般財団法人への移行を目指すことが機関決定され、運営幹事会等で準備を進め、2012年11月1日に電子申請を行いました。

公益認定等委員会でご審議いただいたあと、内閣府から認可を受けて、2013年4月より一般財団法人として新たにスタートすることになります。

現在の財団法人から一般財団法人に移行することにより、名称以外に新制度ではどういったことが変わるのか、下記に主だったものを挙げます。

### 定款

新法人の定款案は、2012年6月の理事会において承認をいただいておりますが、現寄附行為を基に、新制度に則した内容とし、記載が必須なもの(法人の名称、目的、事業、評議員の選任及び解任、公告の方法等)を入れています。基本的に現寄附行為から大きく内容を変えるものではありませんが、評議員や役員、監事の権限、評議員会および理事会の決議等の内容は新制度に則したものになっています。

### 評議員会、理事、監事

新制度における評議員会は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にあり、役員等の人事権、決算の承認、定款の変更など法人運営における重要事項の最終的な意思決定権を持ちます。

さらに、理事の違法行為の差止請求権、役員等の解任の訴えの提訴権など法人の適切な業務運営を確保するための種々の権

利も付与されており、新制度においては、評議員会が役員人事等の重要な権利を適切に行行使することにより、一般財団法人の適正な運営が確保される仕組みとなっています。その上、評議員は4年間の任期を保障されており、自らの意思で辞任しない限りは原則としてその地位を失うことはないなど、その独立性も強く保障されています。

また、新制度での評議員会は、役員や理事会を監督する役割を担うため、独立性を保証するために理事会で評議員を選ぶことはできなくなるので、新定款では、評議員の選任については評議員会で行うとしています。

以上のことより、新制度では、最初の評議員の選任がその後の法人運営を左右するなど肝心だと考えられ、現評議員をそのまま移行することは認められておらず、特例財団法人が最初の評議員を選任するには、主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによるとされています。

IAJapanでも、2012年6月の理事会・評議員会において最初の評議員の選任方法案、選定委員会外部メンバー候補、新評議員候補の承認をいただき、主務官庁である総務省、経済産業省から選任方法についての認可をいただいた上で電子申請に進んでいます。移行登記までに、最初の評議員の選定委員会を開催、選任を進めていきます。

また、特例財団法人の役員の任期は、移行登記をするまでは旧制度の任期が適用されます。IAJapanの現理事、監事の任期は2013年3月31日までのため、新法人となる予定の4月からの理事、監事については、次回2013年3月の評議員会で選任し、移行後は新法に則った任期が適用されることになります。

最後に、従来までと大きく異なる点として、新制度では評議員会、理事会ともに代理出席や書面による議決権行使は認められていないため、本人出席が必要だということがあります。本人出席が過半数に満たないと成立しないので、留意して運用する必要があります。

### 公益目的支出計画

公益法人から一般法人に移行するにあたり、これまで優遇措置を受け得た公益目的財産(財産・利益)を公益のために計画的に全額支出しなければならないという規定から、法律で定められた公益目的支出計画を作成し、移行時点の純資産(公益目的

財産)を全て支出するまでその計画の実施状況を毎年報告することが求められます。この計画に基づき公益目的財産を社会に還元していくことになります。

IAJapanでは、法律で認められている既存事業の継続により8年かけて実施するという公益目的支出計画で申請しています。

## 継続事業の主な内容

主に7つのネット安全安心啓発事業を実施していきます。

### 【ネット安全安心啓発事業】

- ① インターネットホットライン連絡協議会の運営
- ② インターネットの安心・安全利用に向けた講演活動（啓発セミナー）
- ③ インターネットにおけるルール&マナー検定
- ④ インターネット利用アドバイザー制度
- ⑤ ルール&マナーテキストの出版
- ⑥ 解説・監修・講師派遣（新聞・雑誌、ビデオ教材、研修会等）
- ⑦ INHOPE等の国際連携

#### ① インターネットホットライン連絡協議会の運営

〔2001年度より実施〕

インターネットに関するいろいろなトラブル問題の相談・通報窓口の担当者相互の情報共有や連携を行います。また、ポータルページを運営し、インターネット利用者からの相談に対して適切な相談窓口を紹介します。

参考 2011年度相談件数：908件

#### ② インターネットの安心・安全利用に向けた講演活動（啓発セミナー）

〔2003年度より実施〕

全国規模にて教育現場や企業等にセミナー講師を派遣したり、セミナーで配布する資料を作成します。

参考 2011年度セミナー実施回数：79回

#### ③ インターネットにおけるルール&マナー検定

〔2003年度より実施〕

インターネットの利用技術、利用マナー、危険回避等に関する知識を得てもらうために、検定試験をウェブで実施します。子どもから大人までの全ての人を対象として、家庭、学校、企業などの場所で普及させるため、利用したい人がいつでも受検でき

財団法人インターネット協会  
**インターネットルール&マナー検定**

インターネットを利用する上でのルールやマナーの検定試験です。  
安全・安心にインターネットを利用するためのルールとマナーの知識を身につけているか、客観的に評価測定することができます。  
財団法人インターネット協会が実施しています。

<p>ビジネス版 NEW! 50問</p> 	<p>こども版 30問</p> <p style="font-size: x-small;">ふりがなあり ほこちら</p> 	<p>大人版 100問</p> 
---	--	---

るようになります。希望により、合格証の発行を行います。

参考 2011年度検定受検者総数：大人版153名、ビジネス版3241名、子ども版1万6328名

#### ④ インターネット利用アドバイザー制度

〔2006年度より実施〕

称号付与制度「インターネット利用アドバイザー制度」を強化し、アドバイザーを増やすことで啓発の充実を図っていきます。職場や学校、地域でのセミナー講師をメインに活動してもらう等、インターネット利用の推進・普及の担い手としての活躍を期待します。

参考 アドバイザー登録者総数：51名

#### ⑤ ルール & マナーテキストの出版

〔2005年度より実施〕

ルール&マナー検定の利便性を図って事業の効果を高めるため、「ルール&マナーテキスト」を出版します。また、「インターネットにおけるルール&マナー集」をウェブ公開し、利用者からの問い合わせにも応じます。

問い合わせの例：「高校の教材として利用したい」「通信学習生向けのおすすめ本として紹介したい」「社員全員に検定を受けさせたい」「学校関係者対象の講義をお願いしたい」等

#### ⑥ 解説・監修・講師派遣（新聞・雑誌、ビデオ教材、研修会等）

出版物の執筆や監修、ビデオ教材の解説、メディアからの取材に応じ、多くの利用者がインターネットを安全・安心に利用できるような貢献していきます。

#### ⑦ INHOPE等の国際連携

「INHOPE：インターネット上の違法・有害情報の通報窓口を運営するホットライン機関の国際組織」等の国際的な組織と連携を行い、海外の活動事例の情報を収集し、日本での事業の向上を図っていきます。そして、日本の取組に対して関心を寄せってもらうため、英語ページを充実させる予定です。

## ご報告

## 台湾インターネットコンテンツ フォーラム2012 「インターネットコンテンツにおける アジア太平洋地域の 実態と取り組みについて」 参加報告

日時：2012年11月30日(金) 9時～18時

会場：福華国際文教会館(台湾)

主催：Taiwan Internet Content Rating Promotion Foundation

台湾では、違法有害情報をテーマにした国際カンファレンスを毎年開催している。海外3か国からホットライン機関、フィルタリング事業者、児童福祉有識者などが招待され、日本からはインターネット協会とデジタルアーツの2団体が登壇の機会を得た。

### TICRFについて

Taiwan Internet Content Rating Promotion Foundation (TICRF) は、インターネットコンテンツのレイティングを行う台湾の非営利団体で、国家通信放送委員会 (NCC) の監督のもと、ISPや児童保護団体、政府、研究機関などの会員から構成されている。

TICRFはサイト管理者による自主的な「ラベリング」を推奨している。安全なウェブサイトには『優』というラベルが、児童のアクセスを制限しているサイトには『限』というラベルが、ウェブサイトの隅に貼られる。ウェブのコンテンツを明確にすることで、児童に適切なサイトかどうかを教育者や保護者が判断しやすいような仕組みになっている。



現在、台湾では韓国やオーストラリアなど、海外のフィルタリング事業者の技術等を導入している。今後は、独自のブラックリストの構築に向け意欲的に取り組んでいる。

### プログラム

セッション1：アジアにおけるインターネットコンテンツの実態（講演：ECPAT Taiwan-台湾、インターネット協会-日本、CMCF-マレーシア、CyberAngel-台湾）

セッション1では、各国・地域の実態が発表された。

世界レベルで規制すべきインターネット上のコンテンツには、児童ポルノ、わいせつ物および暴力極まりないポルノ、児童の性的搾取を目的とする誘い込み（グルーミング）、憎悪発言などがある。児童ポルノは児童の人権を侵害するものであり、表現の自由で保護されるべきものではなく、「児童性的虐待画像」と呼び、一般的なポルノとは区別している。実在しない児童を描写したポルノも児童性的虐待画像として規制し、単純所持およびアクセスを禁止している国もある。

台湾では、ホットライン、レイティング、フィルタリング&ブロッキングの三本柱により、インターネットの安全を目指している。

日本からは、インターネット協会とホットラインセンターの活動状況、インターネット上の違法、有害情報に係る国内の法律、INHOPEやAPIHの国際的協力体制、海外のサーバに蔵置されているサイトへの対応状況を説明した。台湾と日本はINHOPEに加盟しており、国際的な協力関係にある。

日本では、児童ポルノの単純所持は違法ではない。また、出会い系サイト規制法で定義する特定のサイトのみに法的規制があるため、それ以外のSNSサイトにおいて法的規制が及ばないことを指摘した。

マレーシアでは、Communications and Multimedia Content Forum of (CMCF) がISPを組織構成し、インターネット上の違法、有害情報に対してISPの自主的な対応を要請している。国際的な団体への参加も意欲的である。

セッション2：コンテンツ保護におけるIT技術（講演：国立交通大学-台湾、ContentKeeper Technologies - オーストラリア、デジタルアーツ株式会社-日本）

セッション2では、各国・地域の技術対策が発表された。

台湾の大学教授などの有識者から成る、台湾アカデミック・ネットワーク (TANet) では、IPv4とIPv6の両方のネットワークで学校や教育施設などにインターネットへの接続を提供してい

る。ネットワーク内のレーティングも独自に実施している。

オーストラリアでは、2012年11月より児童ポルノのブロッキングが開始された。法的義務はなく、ISPによる自主規制によるものである。インターポールやメディア規制監督機関ACMAから提供される情報をブロッキングリストに使用する。

コンテンツキーパーテクノロジーズ (ContentKeeper Technologies) は、Closed Loop Collaborative Filteringシステムを提供している。製品を使用する顧客から有害情報を取得するという「コラボレーティブ」な手法により、分析、仕分け、配布という一連の流れをループさせている。シームレスで完全に機械的な仕組みである。

日本のデジタルアーツ (発表者：第2開発部 Internet データラボ課 課長 ジェイ・ロビンソン氏) は、ブラックリストの作成から配信までのプロセスを紹介した。収集したURLデータを自動で振り分け、さらに、人間の目視による確認を複数回行い、確実性のあるデータとしてリスト化している。

プロキシサイトや検索サイトの検索結果に表示されるサムネイル画像、有害ではないサイト内に投稿された単発の有害情報についてのフィルターにも取り組んでいる。また、レーティングに基準値を設け、データベースの一貫性を保持することも重要だと説明した。

セッション3：インターネット上のマナー (講演：淡江大学-台湾、台湾少年権益福利促進聯盟-台湾、青少年によるプレゼンとパネルディスカッション)

セッション3では、台湾の有識者と青少年によるディスカッションが行われた。

台湾ではFacebookの利用者が世界一多く、利用者は主に若者である。青少年が使用するゲーム機からも、携帯電話からもインターネットにつながり、ポルノなどの不適切なコンテンツに簡単にアクセスできる。台湾の親子アンケート結果によると、多くの児童が不適切なサイトにアクセスした経験があるにもかかわらず、多くの保護者は自分の子どもが危険なサイトにアクセスしていることを認識していないことがわかった。若者のコンピューターの知識が向上する中、保護者の知識が乏しいことを問題視する。

インターネット依存症を懸念する中、韓国では、通称「シンデレラ法」という青少年のオンラインゲームへの接続を規制する



フォーラム会場の様子



インターネット協会の発表の様子



デジタルアーツの発表の様子

法律がある。一方、アメリカでは、Facebookの監視ソフトウェアがある。台湾においては、他国の取り組みを参考にして、児童によるインターネット利用のメリット、デメリットを教育することがもっとも重要だと考える。

台湾の高校生から大学生までの『低頭族<sup>(※)</sup>』6人のパネラーが、若者の視点でインターネット利用について意見を交わした。

「今はインターネットへ繋がらないということはほとんど無理に近く、使わないとむしろ現実社会から疎外されてしまう。本を読むのと同じような感覚である」、「インターネットにはネガティブな部分もあるが、ポジティブな面にも意識を向けてほしい」、「子どもは意外と間違いをして学ぶもので、自分で責任をとれるのだ」とたくましく力説した。今後について尋ねると、「インターネットのポジティブな部分も社会に広める活動をしていきたい」と抱負を述べた。

## 最後に

3つの目的の違うセッションに参加し勉強になった。また、特に青少年の本音話を聞くことは希少な機会でもあった。

(財団法人インターネット協会  
インターネット・ホットラインセンター 研究員 川嶋孝枝)

(※) 台湾では、携帯電話やタブレット型端末操作に没頭する人々を「低頭族」と呼んでいる。いつも携帯をいじって頭を下げているからだろう。

## ご報告

## 平成23年度経済産業省事業 「フィルタリング普及啓発 セミナーの実施」報告

インターネット協会は、平成23年（2011年）度経済産業省事業にて、『フィルタリングの目的と必要性』をテーマとした普及啓発セミナーを、教育機関や保護者、青少年を対象に40回開催した。以下、開催内容について一部報告する。

### 【セミナー開催期間、参加者人数】

期間：2011年11月～2012年2月（4か月間）

人数：40回、4166名（青少年2738名、大人1428名）

### ■ セミナーの構成例（2時間程度、保護者、教員向け）

- ・インターネットのイメージ ・インターネットの普及状況
- ・青少年の機器所有率、利用率 ・最近の話題
- ・スマートフォンの留意点
- ・新たなサービス形態（Facebook、Twitter）
- ・よくあるトラブルと対処方法  
（架空請求、迷惑メール、出会い系サイト、ネットいじめ）
- ・フィルタリング、家庭でのルールづくり
- ・相談窓口、参考サイトの紹介

※ セミナー終了後、アンケート記入・ヒアリング

セミナー参加者のアンケートにより、さまざまな結果が得られたが、その中で、フィルタリングの認知度やインターネット接続機器の利用実態等が浮き彫りにされた。

## 1. 保護者からのアンケート結果より

### ▼ フィルタリングが利用できる機器について、認知度が低い

保護者に対して「パソコン、携帯電話以外のネット接続機器（テレビやゲーム機等）に、フィルタリングがかかることを知っているか」を質問した（図1参照）。

一番多い回答は「知っているが使い方がわからない（46%）」が約半数であった。「知らなかった（26%）」、「インターネットに接続できることを知らなかった（3%）」の回答を合計すると29%となり、「知っているし使い方もわかる（25%）」を上回り、保護者の認識が不十

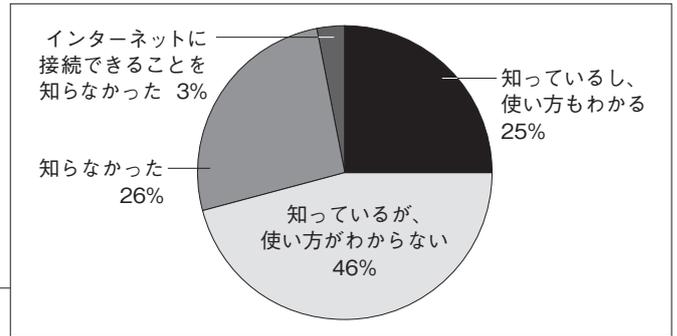


図1 フィルタリングが利用できる機器について（回答保護者数=928名）

分と言える結果となった。

### ▼ ゲーム機は、単独利用で可搬性の高い機器である

保護者に対して、「不安なことはあるか」と質問したところ、「Wi-Fi回線を探してゲーム機を持ち歩いているようだ」、「マンションの下にゲーム機を持って集まっているようだ」等、保護者の目の届かない自宅以外の場所でインターネットに接続している実態があることがわかった。ゲーム機は、青少年が1人で持ち運び可能な機器であり、使いはじめる年齢が早いことも考えられるので、インターネットに接続できる機器として留意が必要である。

## 2. 青少年からのアンケート結果より

### ▼ フィルタリングは守ってくれるもの

セミナーでは、架空請求や書き込みトラブルを話すことが多い。その効果もあったのか、青少年のアンケートの自由記述欄には「フィルタリングは守ってくれるもの」、「フィルタリングのことをもっと知りたい」という多くの感想が寄せられた。不適切なサイトへのアクセスを遮断し、自分を守ってくれる良いものであると印象づけられたと思われる。

### ▼ 実際の機器を操作しながら聞きたい

「これからどのようなセミナーを希望するか」の質問には、青少年では「実際の機器を操作しながら聞きたい」の回答がもっとも多かった。準備できる機器の数が限られたり、参加者の知識のバラツキの対応等、多くの課題が考えられるが、実機の操作により理解力も高くなるのではと考えられる。

## 今後について

「青少年インターネット環境整備法」施行後に、ゲーム機やスマートフォン等の新たなインターネット接続可能な機器が登場した。今後もフィルタリングの普及に取り組んでいく。

■ 報告書：「フィルタリング普及啓発セミナーの実施」（PDF）  
[http://www.meti.go.jp/medi\\_lib/report/2012fy/E002183.pdf](http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2012fy/E002183.pdf)

ご報告

## 国際活動委員会の活動報告

### 第7回IGFレポート

2012年11月6日から9日にかけて、アゼルバイジャンの首都バクーにて、国際連合(国連)が管轄する第7回Internet Governance Forum (IGF) が開催された。「持続的な人類、経済および社会の発展のためのインターネットガバナンス」をテーマに、128か国から1600を超える参加者が集まり、インターネットのガバナンス(統治)の問題について議論が行われた。

今回の会議では、女性参加者の割合が大幅に増加し、ユースと呼ばれる若者の活動が成果を収めるなど、IGF活動の裾野の広がりが示された。また、各ステークホルダーの中で市民社会を代表した参加者の増加が最も大きく、会議中の議論でもその存在感を強く示した。

世界的にインターネットのガバナンスモデルの変更を求める声が高まっているが、今日のインターネットの社会的経済的発展は、現状のガバナンスモデルによってもたらされたものであり、これらを変更して、インターネットの発展を阻害しないよう、ガバナンスモデルの変更には注意深くならなければならないとした。

#### ■ IGFのwebサイト

<http://www.intgovforum.org/>

### WCIT-12レポート

2012年12月3日から14日にかけて、アラブ首長国連邦のドバイにて国連の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) によるWCIT-12が開催された。ITUは電話の国際ローミングなどについて定めていた国際電気通信規則 (ITR) を規定している。WCIT-12はこのITRを改訂を議論するために開催され、各国が様々な改定案を提出するなか、一部の国はインターネットの通信、コンテンツなどをITRの規制の対象として追加するよう提案していた。

この規則には署名した国に対して法的拘束力があるため、改正内容によっては現状のインターネットのガバナンス体制を大幅に変えることになるとして、会議開催前から議論の行方が大

きく注目されていた。

WCIT-12では、インターネットのガバナンス体制、言論の自由などの人権、スパムメールやネットワークのセキュリティ、などが争点となり、各国の政治的な状況の違いから、会議期間中から議論が難航していることが伝えられていた。

最終的に、改定案には、インターネットの政府による検閲を支持することになるとして反対意見があがっていたサイバーセキュリティや情報セキュリティへの言及は避けられたものの、スパムメールやインターネットのセキュリティへの言及は残った。また、インターネットガバナンスにおいても、マルチステークホルダーという言葉は残ったものの、ITUが積極的な役割を果たすために必要なステップを取るとする文が追加された。

アメリカは最終的に採択された改訂文書は、国際的なインターネットを規制する新たな構造を追加するものであり、国際的な通信網を使用した世界的な成長に焦点を当てたものではないとして、署名を見送った。ITUに参加する193か国の内、これまでに署名した国はロシア、中国、イランなど89か国であり、日本を始め西欧諸国、カナダ、インドなど55か国がアメリカ同様署名を見送った。

#### ■ ITUによるWCITのwebサイト

<http://www.itu.int/en/wcit-12/Pages/default.aspx>

#### ■ ITUによるこれまでに改定案に署名した国と、署名しないことを発表した国のリスト

<http://www.itu.int/osg/wcit-12/highlights/signatories.html>

### ISOC日本支部2013年新役員

2012年12月21日、再活性化フェーズを経て正式に活動を再開したISOC日本支部の年次総会が開催された。2012年の活動報告の他役員選挙が実施され、以下5名(敬称略、順不同)の新役員が選出された。新麗、江崎浩、川村聖一、樋口貴章、藤崎智宏(川村氏は新規選出)。

(インターネット協会 副理事長 木下剛)

## ご報告

## IPv6ディプロイメント委員会の活動 (2012年度秋期) —IPv6の円滑な普及に向けて—

2012年は、IPv6の普及について国際的に大きな動きがあった。IPv6導入に対する大きなモチベーションであるIPv4のアドレス在庫の枯渇に関しては、2011年4月のアジア太平洋地域のIPv4アドレス在庫の枯渇に続き、2012年9月にヨーロッパ地域のIPv4アドレス在庫が枯渇した。また、2011年に一日だけのIPv6有効化イベントとして実施されたWorld IPv6 Dayに続き、恒常的なIPv6対応を実施するWorld IPv6 Launchイベントが、2012年6月6日より実施され、Googleやフェイスブックといった大規模コンテンツ事業者がIPv6に対応し、従来IPv6化が遅れていると言われていたアプリケーションサービス側でのIPv6導入も進み始めた。まさに、インターネット全体がIPv6導入に向けてスタートを切った年、といっても過言ではないと思われる。

このような状況の中で、我々IPv6ディプロイメント委員会では、IPv6導入を推進する他団体と協調し、主に国内におけるIPv6の導入を推進すべく、活動を実施している。本稿では、当委員会にて2012年後半に取り組んだ活動のうち、Internet Week 2012におけるIPv6関連セッションの企画、構築およびIPv6 Summit 2013の企画について紹介する。

Internet Weekは、日本のIPアドレスレジストリであるJPNICが主催し、毎年年末に開催されるイベントで、インターネット協会も後援している。2012年は、11月19日～22日の4日間、秋葉原にて開催された。Internet Weekは、DNSや経路制御のようなインターネット関連の技術的な話題から、インターネット関連法規や規制の実例といった非技術的な話題まで幅広いセッションを開催、多くの参加者を集めている。インターネット協会では例年、プログラム委員会に参加、主に法律関連セッション、IPv6関連セッションの企画、構成に協力している。IPv6関連セッションは、IPv4アドレス在庫枯渇への対策という観点からも注力されており、ここ数年、複数のセッションを実施し、人気のあるセッションとなっている。

2012年は、入門者向けの「これからはじめるIPv6」、企業等でIPv6導入を検討している方々向けの「IPv6各種移行・共存技

術解説」、IPv6導入済、もしくは導入時に発生する可能性のある課題を扱った「IPv6実践講座 ～トラシュー、セキュリティ、アプリ構築まで～」の3セッションを企画、構成した。

ここ数年の傾向として、プロトコルや技術詳細の解説のみならず、実際に導入する際に気をつけるべきことや、実導入事例、設定の例など、実践的な内容に興味が集まっている。今回は、セッションの構築側としても、単に机上の検討でなく、実際にIPv6ネットワークの構築・運用に携わっているオペレーター、ベンダー、SI事業者の方々に講師をお願いし、経験に基づいた講義内容とすることを心がけた。具体的には、「IPv6各種移行・共存技術解説」セッションにおいて、企業、大学の実ネットワークへのIPv6導入を担当された講師による導入実例紹介、「IPv6実践講座 ～トラシュー、セキュリティ、アプリ構築まで～」セッションにおいて、ISP実運用者による事例紹介、ベンダーにて実際にソフトウェア開発を担当している方による実例を多く含んだIPv6アプリケーション構築手法解説等を実施した。受講者からのフィードバックが待たれるところである。この他Internet WeekでのIPv6関連セッションとしては、サーバー機器やルーターの設定を実習するハンズオンが開催されている。Internet Week 2012の各セッションで使用されたプレゼンテーション資料は、ウェブ(<https://internetweek.jp>)にて公開される予定である。

この他、当委員会では、2013年1月29日に開催予定の「IPv6 Summit 2013」の企画を実施している。IPv6 Summitは、IPv6ディプロイメント委員会が主催する会議で、ほぼ毎年開催、その時々々のIPv6に関するホットトピックを取り上げ、多くの参加者を集めている。今年は、プロバイダーにおけるIPv6導入への取り組みや、IPv6普及推進活動紹介、IPv6セキュリティに関する話題、国内におけるIPv6の本格展開に向けた議論を実施する予定だ。会議の内容については、別途、報告予定である。

国内でIPv6のコンシューマー向けサービスが開始されてから一年が経過した。IPv6利用ユーザーは確実に増えているが、さらなる普及の加速が重要である。IPv6ディプロイメント委員会では、今後、発生する可能性のあるIPv6・IPv4併用による課題への取り組み、IPv6利用方法の検討など、IPv6の普及推進活動を進めていく。

(IPv6ディプロイメント委員会 藤崎智宏)

## 法人賛助会員

### あ～お

株式会社IDCフロンティア  
 株式会社アサツーディ・ケイ  
 株式会社朝日新聞社  
 株式会社朝日ネット  
 株式会社アズジェント  
 アルプスシステムインテグレーション株式会社  
 株式会社Eストアー  
 イッツ・コミュニケーションズ株式会社  
 イデアコラボレーションズ株式会社  
 株式会社インターネットイニシアティブ(IIJ)  
 株式会社インターネット総合研究所  
 インターネットマルチフィード株式会社  
 株式会社インテック  
 株式会社インプレスホールディングス  
 株式会社上田ケーブルビジョン  
 株式会社NEC 情報システムズ  
 NECビッグロブ株式会社  
 NHN Japan 株式会社  
 NTTコミュニケーションズ株式会社  
 株式会社NTTPCコミュニケーションズ  
 株式会社エム・エス・エス  
 株式会社大塚商会  
 株式会社オービックビジネスコンサルタント  
 株式会社オープンテクノロジーズ  
 株式会社オレンジソフト

### か～こ

キャノン株式会社  
 キャノンITソリューションズ株式会社  
 グーグル株式会社  
 KDDI 株式会社  
 Knet 株式会社  
 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

### さ～そ

サイバーコンシェルジュ株式会社  
 さくらインターネット株式会社  
 株式会社Jストリーム  
 株式会社ジェーエムエーシステムズ  
 GMOインターネット株式会社  
 シスコシステムズ合同会社  
 特定非営利活動法人市民コンピュータコミュニケーション研究会  
 ソネットエンタテインメント株式会社  
 ソフトバンクテレコム株式会社  
 株式会社ソリトンシステムズ

### た～と

株式会社ディアイティ  
 デジタルアーツ株式会社  
 鉄道情報システム株式会社  
 東芝ソリューション株式会社  
 株式会社トランスウェア

### な～の

株式会社ナノオプト・メディア  
 ニフティ株式会社  
 日本インターネットエクスチェンジ株式会社  
 社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
 株式会社日本経済新聞社  
 一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
 日本電気株式会社(NEC)  
 日本マイクロソフト株式会社  
 株式会社日本レジストリサービス

ネットスター株式会社  
 ネットワンシステムズ株式会社

### は～ほ

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所  
 パナソニック株式会社  
 株式会社PFU  
 株式会社日立インフォメーションアカデミー  
 株式会社日立システムズ  
 株式会社日立製作所  
 ピットクルー株式会社  
 富士ゼロックス株式会社  
 富士通株式会社  
 株式会社ブロードバンドタワー

### ま～も

マクニカネットワークス株式会社  
 株式会社三菱総合研究所  
 三菱電機情報ネットワーク株式会社  
 メタバース協会

### や～よ

株式会社UCOM  
 ユニアデックス株式会社

### ら～ろ

株式会社リコー

2012年12月15日現在 75社 50音順

## 当協会では、賛助会員を募集いたしております

### ■ 法人賛助会員の特典

- ・会員無料セミナーへの参加、優待価格での参加。
- ・イベント出展時の割引価格適用。
- ・当協会後援・協賛イベント等の無料招待券・割引券の配布。
- ・当協会機関誌 IAJapan Review (年2回発行)の配布。
- ・インターネット白書(年1回)の配布。
- ・メーリングリストによる情報の提供。

### ■ ご入会申込み

法人賛助会員をご希望される企業の方は、お申込書をWeb上からダウンロードのうえ、ご記入・ご捺印後、郵送をお願いいたします。

URL <http://www.iajapan.org/join.html>

### ■ 入会審査

賛助会員の入会審査の手續きに1週間程かかりますので、お含みおきください。

※ 入会および当協会に関する詳細は、Web上にてご確認ください。

URL <http://www.iajapan.org/>

#### IAJapan Review

2013年2月1日発行

©2013, Internet Association Japan

発行 ■ 財団法人インターネット協会

〒105-0003

東京都港区西新橋3-13-3

西新橋ビルディング5F

TEL: 03-6435-6690 FAX: 03-6435-6695

お問い合わせ: <http://www.iajapan.org/reference.html>

WWW: <http://www.iajapan.org/>

編集 ■ 株式会社インプレス R&D

〒102-0075 東京都千代田区三番町20

印刷 ■ 株式会社技秀堂